

令和3年度 地域密着型サービス事業所集団指導

サービス別資料



小規模多機能型居宅介護

沖縄市健康福祉部介護保険課 管理係

1



本資料では、令和3年度報酬改定の要点をご説明しております。各項目の詳細につきましては、条例や告示、その他国の通知等をご確認くださいますようお願いいたします。



2



令和3年度介護報酬改定の要点

1. 人員基準
2. 運営基準
3. 報酬関係

3



1. 人員基準

- ①管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ②介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し

4



①管理者交代時の研修の修了猶予措置

赤本P616
 社保審資料P126

管理者(沖縄市基準条例第83条第3項)

管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修(※)を修了しているものでなければならない。

(※)認知症対応型サービス事業管理者研修

5



基準解釈通知(改定)

<追加>

ただし、管理者の変更の届出を行う場合については、管理者交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えない。



6



②介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し

人材確保や職員定着の観点から、広域型特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合において、入所者の処遇や事業所の管理上支障がない場合、管理者・介護職員の兼務を可能とする。

小規模多機能型居宅介護に併設する施設・事業所	介護職員の兼務	管理者の兼務
地域密着型介護老人福祉施設 地域密着型特定施設 認知症対応型共同生活介護事業所 介護療養型医療施設又は介護医療院	○	○
広域型の特別養護老人ホーム 介護老人保健施設	○	○
(留意事項) ・兼務できる施設・事業所は、「併設する施設・事業所」		

7



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.4)

○併設する居宅サービス事業所等との兼務の可否 問19

8



2. 運営基準

①通所困難な利用者の入浴機会の確保

9



①通所困難な利用者の入浴機会の確保

看取り期等で、通いサービスの利用が困難となった状態が不安定な利用者に入浴の機会を確保する観点から、多機能系サービスの提供にあたって、併算定できない訪問入浴介護のサービスを、多機能系サービス事業者の負担の下で提供することを可能とする。



10



赤本P811～
社保審資料P21

沖縄市基準条例第97条(介護等)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

<追加> ※解釈通知

ただし、(看護)小規模多機能型居宅介護事業者の負担により、訪問入浴介護等のサービスの利用に供することは差し支えない。

11



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.5)

○通所困難な利用者の入浴機会の確保 問7

12



3. 報酬関係

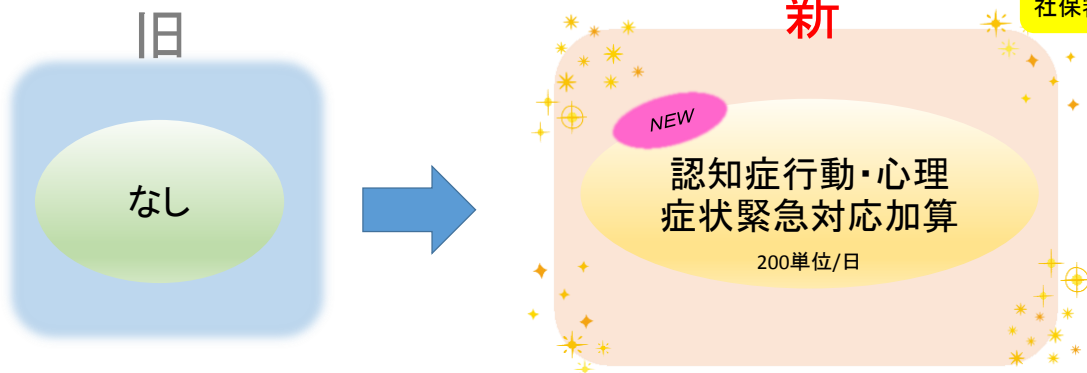
- ① 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ② 緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ③ 生活機能向上連携加算の見直し
- ④ 口腔機能向上の取組の充実
- ⑤ 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

13



① 認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設

青本 P 684～
社保審資料 P 11



在宅の認知症高齢者の緊急時の宿泊ニーズに対応できる環境づくりを一層推進する観点から、施設系サービス等と同様に、認知症行動・心理症状緊急対応加算を新たに創設する。

14



②緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実

青本P678～
社保審資料P43

(介護予防)短期利用居宅介護費	
要件	<p>①利用者の状態や利用者家族等の事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員(介護予防支援事業所の担当職員)が緊急に必要と認めた場合であって、(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合であること。</p> <p>②人員基準違反でないこと。</p> <p>③あらかじめ利用期間を定めること。</p> <p>④登録者の数が登録定員未満であること。⇒ 削除</p> <p>④サービス提供が過少である場合の減算を算定していないこと。</p>
利用人数	<p>宿泊室の数×(登録定員－登録者の数)÷登録定員</p> <p><改定>宿泊室を活用する場合には、登録者の宿泊サービスの利用者と登録者以外の短期利用者の合計が、宿泊定員の範囲内で、空いている宿泊室を利用するものであること。</p>

15



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.4)

○短期利用居宅介護費 問18

16



③生活機能向上連携加算の見直し

青本 P 690～
社保審資料 P 79・80

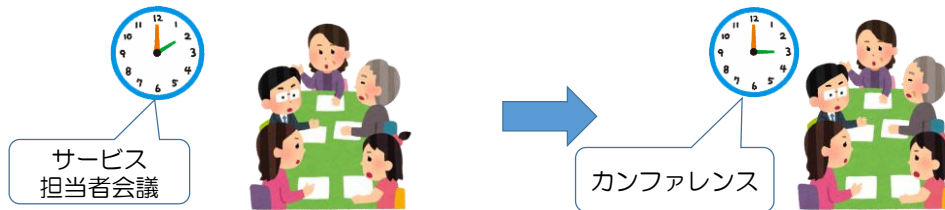
生活機能向上連携加算(Ⅱ)

カンファレンス

介護支援専門員とリハビリテーション専門職等が利用者の自宅を訪問した上で、共同して行う。

<改正>※解釈通知

利用者家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するカンファレンスでも差し支えない。



17



④口腔機能向上の取組の充実

資料3 P 46～
青本 P 693～
社保審資料 P 89

旧

栄養スクリーニング加算

5単位/回

新

NEW
口腔・栄養スクリーニング加算

20単位/回

介護職員等が実施可能な口腔スクリーニングを評価する加算を創設し、栄養スクリーニング加算による取組・評価と一体的に行う。

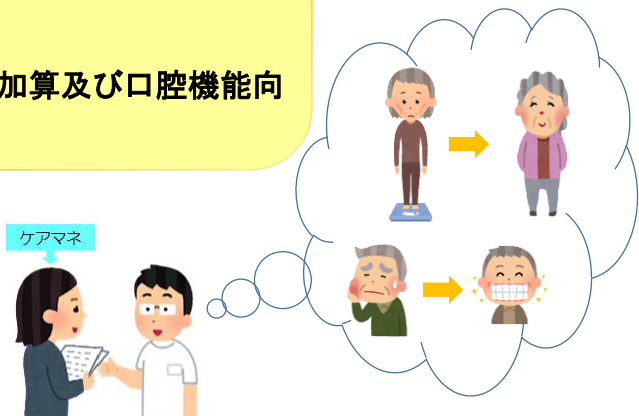
18



<算定要件>

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該利用者の情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること

※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可



19



※参考



Q & A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.3)

○口腔・栄養スクリーニング加算 問20

20



⑤同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

青本P678～
社保審資料P142

同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前(同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合)の単位数を用いる。

減算適用前
の単位数を
適用

同一建物減算あり



公平



同一建物減算なし

小規模多機能△△



21

社保審資料より抜粋

(参考)平成30年度介護報酬改定]集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

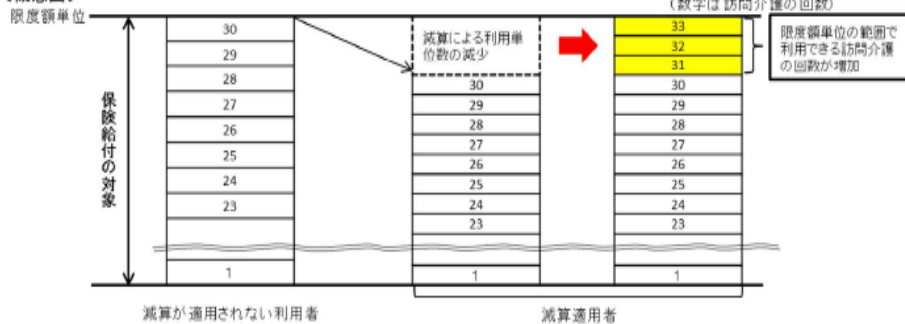
○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について (抜粋)
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見(抜粋)>

○ 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



22